

通学路沿いの危険な

ブロック塀

撤去・新設に補助金を交付します

震災時等に危険が生じる可能性がある、市内の通学路沿いのブロック塀等(高さ 1.2m以上)を撤去する場合、また、撤去後に新たな塀を新設する場合に、費用の一部を補助します。



補助内容

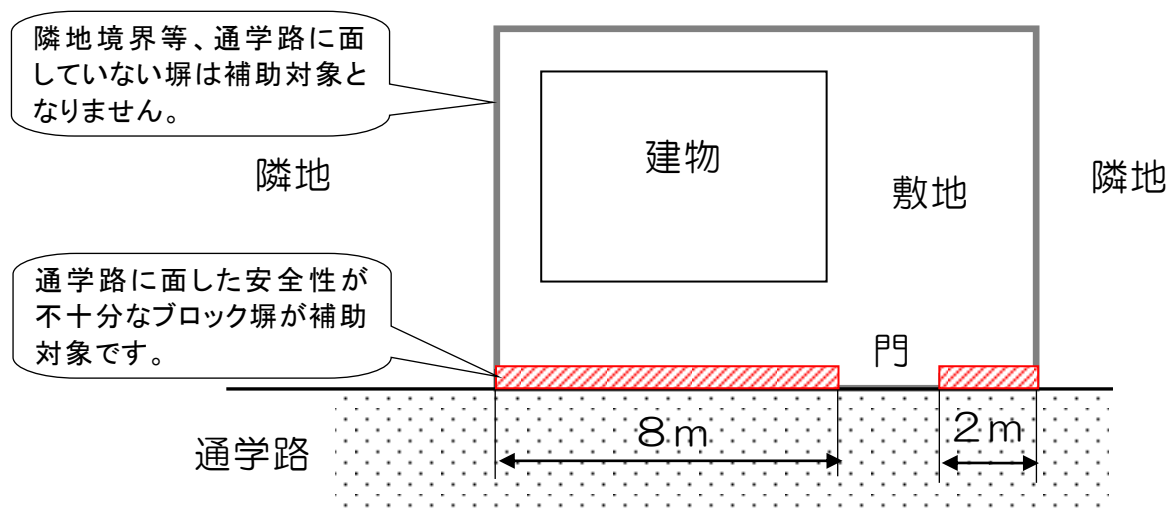
種類	撤去		撤去後の新設		
	ブロック塀 レンガ塀 (高さを 60 cm 以下にする工 事を含む)	万年塀	倒壊対策が された ブロック塀・ 軽量フェンス	生け垣	木塀 (基礎や支柱などを 除いた面積の9割以 上で国産の木材を 使用しているもの)
補助額 (いずれか 低い方)	① 全長 × 6000 円 ② 費用の 3分の2	① 全長 × 3000 円 ② 費用の 3分の1	① 全長 × 6000 円 ② 費用の 3分の2	① 全長 × 1 万円 ② 費用の 3分の2	① 全長 × 11 万 8000 円 ② 全長 × (1mあたりの工 事費用-8 万円)
限度額	12 万円	6 万円	12 万円	20 万円	118 万円

※補助を受けるには、事前の相談が必要です。

※全長の単位はメートル(少数第二位以下切り捨て)です。

昭島市役所都市計画課住宅係 042-544-4413

《 補助金の計算例 》



上の図の場合の補助金額は、次のとおりとなります。

ブロック塀の撤去に対する補助

補助金額は、①全長×6000円又は②費用の3分の2のいずれか低い方です。(限度額 12万円)

もし、全長が 10m で工事費用が 10万円だった場合は…

① $10\text{m} \times 6000\text{円} = 6\text{万円}$

② $10\text{万円} \times \frac{2}{3} = 6\text{万}6000\text{円}$ (千円未満切捨て)

6万円 < 6万6000円 なので、補助金額は 6万円となります。

※ 万年塀の場合の補助率等は異なりますので、裏面の表をご参照ください。

撤去後のブロック塀の新設に対する補助

補助金額は、①全長×6000円又は②費用の3分の2のいずれか低い方です。(限度額 12万円)

もし、全長が 10m で工事費用が 12万円だった場合は…

① $10\text{m} \times 6000\text{円} = 6\text{万円}$

② $12\text{万} \times \frac{2}{3} = 8\text{万円}$

6万円 < 8万円なので、補助金額は 6万円となります。

上記はあくまでも計算例です。住宅係にご相談ください。